

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 9月 30日
【発行者の名称】	ヒメジ理化株式会社 (HIMEJI RIKA CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤錆 充
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市夢前町杉之内17番地
【電話番号】	079-336-3221(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 大槻 真
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ヒメジ理化株式会社 https://www.himejirika.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第57期(中間)	第58期(中間)	第56期	第57期
決算年月	2024年 6 月	2025年 6 月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	8,346,797	7,036,601	16,943,252	16,973,210
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	562,780	△737,038	2,216,731	998,258
親会社株主に帰属する当期 (中間) 純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 (中間) 純損失金額 (△) (千円)	318,715	△584,086	1,560,742	536,086
包括利益金額又は中間包括利益金額 (千円)	318,998	△585,654	1,578,260	548,170
純資産額 (千円)	5,385,593	5,036,136	5,066,594	5,615,275
総資産額 (千円)	34,101,403	39,177,906	24,552,143	34,095,121
1株当たり純資産額 (円)	679.14	635.04	638.92	708.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	¹ (—)
1株当たり当期 (中間) 純利益金額又は当期 (中間) 純損失金額 (△) (円)	40.19	△73.66	112.42	67.60
潜在株式調整後1株当たり当期 (中間) 純利益金額又は当期 (中間) 純損失金額 (△) (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.8	12.9	20.6	16.5
自己資本利益率 (%)	6.1	—	29.1	10.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	1.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	999,318	1,999,395	△723,277	2,112,565
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,105,147	△5,701,728	△3,764,414	△8,568,134
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,017,411	5,570,224	4,800,338	8,504,993
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	6,017,341	5,997,773	2,086,762	4,157,135
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	815 (15)	885 (10)	742 (13)	856 (15)

(注) 1. 当社は、第57期(中間)より中間連結財務諸表を作成しております。

2. 当社は2024年10月15日付けで、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 第58期(中間)の自己資本利益率については、中間純損失であるため、記載しておりません。

5. 第56期及び第57期の株価収益率については当社株式の上場が2025年2月5日であるため記載しておりません。また、第58期(中間)の株価収益率については、1株当たり当期(中間)純損失金額であるため、記載しておりません。

6. 第56期、第57期(中間)及び第58期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

8. 第57期（中間）の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による中間監査を受けております。また、第58期（中間）の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
石英ガラス	737(5)
ヒーター・ランプ・装置	113(5)
全社(共通)	35(0)
合計	885(10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()概数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理本部の従業員であります。
3. 従業員数には他社への出向者数が含まれております。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ29名増加したのは、主に新工場での就業開始を見込めた採用のためであります。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
674(10)	37.2	7.0	4,958

セグメントの名称	従業員数(名)
石英ガラス	568(5)
ヒーター・ランプ・装置	71(5)
全社(共通)	35(0)
合計	674(10)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()概数で記載しております。
2. 全社(共通)は、管理本部の従業員であります。
3. 従業員数には他社への出向者数が含まれております。
4. 従業員数が前連結会計年度末に比べ30名増加したのは、主に新工場での就業開始を見込めた採用のためであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日)におけるわが国の経済は、外的リスクの高まりと内需の回復傾向が交錯する中で、緩やかな成長を維持しました。トランプ政権による関税措置が自動車や電機製品などに適用されるなど、米国を中心とする世界的な貿易摩擦が再燃し、輸出依存度の高い企業の業績が鈍化するなど、外需の伸び悩みが見られました。

一方で、雇用の安定や賃上げによって家計の所得環境は徐々に改善傾向にあることに加え、2022年以降続いた物価上昇が、2025年に入りやや落ち着きを見せたことによって、個人消費が下支えする形でわが国経済は回復基調となりました。

このような状況下、当社が関わる半導体業界につきましては、用途によって回復の度合いに差が見られる結果となりました。

生成AIやデータセンター向けは、先端ロジックや高性能メモリの需要が堅調に推移し、一部では継続的な投資も見られました。しかし、これらの用途は単価こそ高額であるものの、出荷数量が限られるため、当社の売上への直接的な影響は限定的です。一方で、車載向けや民生機器向けなど比較的多くの半導体が製造される量産用途では、依然として在庫調整や設備投資の抑制が続いております。こうした分野の低迷が当社の売上にも大きく影響した結果、当社における当中間連結会計期間の売上高は7,036百万円(前年同期比15.7%減)、営業損益は△451百万円(前年同期は営業利益768百万円)、経常損益は△737百万円(前年同期は経常利益562百万円)、親会社株主に帰属する中間純損益は△584百万円(前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益318百万円)となりました。

報告セグメント別の経営成績に関する説明は次の通りであります。

(石英ガラス事業)

当該事業の主な製品は、半導体製造プロセス向け石英ガラス製品で、各種半導体製造装置の主要部材として使用されております。半導体製造装置につきましては、2023年の半導体在庫調整局面からの回復が当初見通しより遅れており、車載向けや民生機器向けなど比較的多くの半導体が製造される量産用途では、依然として在庫調整や設備投資の抑制が続いていることから、当該事業も受注高を減らしており、売上高は5,821百万円(前年同期比20.2%減)、営業利益は524百万円(前年同期比63.9%減)となりました。

(ヒーター・ランプ・装置事業)

当該事業の主な製品は、半導体製造プロセスにおける薬液、ガス等の昇温加熱用ヒーターや樹脂硬化用ランプとなります。装置に関しましては超音波洗浄装置を中心としながら、近年需要の高い産業用加工設備なども手掛け、自社製品を搭載したユニット製品の設計、製造をおこなっております。当該事業も前期からの半導体市況の影響を受けておりますが、装置事業につきましては、当社石英ガラス事業向けに加工設備を供給しており予定通りの稼働となっております。また、ヒーター・ランプにつきましては、半導体製造メーカーへの供給が回復し始めたことに加えて、集魚灯メーカーからの受注が増加傾向にあります。一方で、賃上げなどによる人件費高騰に伴う外注費の増加により利益率が低下していることから、売上高は1,215百万円(前年同期比15.1%増)、営業損益は△2百万円(前年同期は営業利益113百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日)における現金及び現金同等物の期末残高は5,997百万円(前年同期比0.3%減)となり、前連結会計年度末に比べ、1,840百万円増加しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,999百万円(前年同期比100.1%増)となりました。収入の主な内訳は、売上債権の減少1,362百万円、減価償却費827百万円によるものであります。支出の主な内訳は、税金等調整前中間純損失698百万円、未払金の減少182百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは△5,701百万円（前年同期比38.9%増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出6,027百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは5,570百万円（前年同期比20.6%減）となりました。これは主に短期借入による収入5,653百万円、長期借入金による収入2,289百万円、短期借入金の返済による支出1,170百万円、長期借入金の返済による支出1,164百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	5,553,534	△23.1
ヒーター・ランプ・装置	1,266,439	12.2
合計	6,819,973	△18.3

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 金額は、販売価格によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	5,031,046	△3.8	4,164,853	△53.1
ヒーター・ランプ・装置	1,399,215	4.4	882,077	4.4
合計	6,430,262	△2.1	5,046,931	△48.1

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
石英ガラス	5,821,142	△20.2
ヒーター・ランプ・装置	1,215,458	15.1
合計	7,036,601	△15.7

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社	2,587,803	31.0	2,212,864	31.4

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社および関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PROMarketの上場維持の前提となる担当 J-Adviser との契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社グループがJ-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

〈J-Adviser 契約上の義務〉

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

〈J-Adviser 契約解除に関する条項〉

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- （b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は

一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

〈J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項〉

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

(連結子会社間の吸収合併)

当社は2025年4月1日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日として当社連結子会社である株式会社横浜石英を吸収合併存続会社、当社連結子会社である石英理研株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併について決議しました。詳細は、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表 【注記事項】 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(財務上の特約が付与された金銭消費貸借契約)

当社及び連結子会社である株式会社横浜石英は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

契約に関する内容等は、以下のとおりです。

①2024年11月26日付シンジケート方式によるコミットメントライン契約

(1) 契約締結日

2024年11月26日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期日並びに当該債務に付された担保の内容

期末残高：3,500百万円、弁済期日：2025年11月28日、担保：なし

(4) 財務上の特約の内容

詳細は、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表 【注記事項】 (中間連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

②2025年3月26日付シンジケート方式によるコミットメントライン契約

(1) 契約締結日

2025年3月26日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行

(3) 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期日並びに当該債務に付された担保の内容

期末残高：2,289百万円、弁済期日：2030年3月30日、担保：融資対象の建物

(4) 財務上の特約の内容

詳細は、「第6 経理の状況 1 中間連結財務諸表 【注記事項】 (中間連結貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

なお、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約のうち、2024年4月1日より前に締結されたものについては、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、顧客に信頼される「製品」を開発することに加え、地球の環境に配慮した製品を開発すべく研究を日々積み重ねております。また、今後もエレクトロニクス市場における関連機器等に設備投資の増加が期待できることから、引き続きこれらの分野におきましては新製品を開発すべく鋭意努力をしております。

研究開発体制は、当社の技術開発課で効果的かつ迅速的に活動を推進しております。

当中間連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は30,031千円、内訳は石英ガラス事業で17,996千円、ヒーター・ランプ・装置事業で12,034千円であります。

各事業における研究開発活動の内容は次のとおりであります。

石英ガラス事業

(1) 石英加工用バーナー

既存の石英加工用バーナーの省エネ化を目指した改善を継続して行っており、当社グループの強みである石英火加工分野の効率性を上げる研究開発となっております。

(2) 石英材料の基礎研究

石英ガラスの特性を研究しており、加工中の熱応力による破損の低減や火加工における技能の平準化を目指した取り組みを行っております。

ヒーター・ランプ・装置事業

(1) 半導体業界向けヒーター

半導体製造装置の大型化・高度化に伴い、特殊な形状のヒーターの開発を実施。石英ガラス加工とヒーター・ランプの開発を一括で行える当社の強みを生かした研究開発となっております。

(2) 高輝度キセノンランプ

主に微細化が進む半導体関連の製造工程に適したランプの開発を実施しております。

(3) その他

これまで当社グループでは取り扱っていなかった新市場の開拓として、分析・計測装置向けのランプ開発も実施しております。

第 4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

中間連結会計期間における主要な設備の重要な異動は次のとおりです。

重要な設備の新設等

発行者

2025年 6 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
田村工場 (福島県田 村市)	石英ガラ ス事業	工 場 建 物・生産 設備	5,160,258	2,377,225	—	—	66,569	7,604,053	86

(注) 帳簿価額のうち、「その他」は工具、器具及び備品、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当中間連結会計期間に重要な変更があったものは、次のとおりです。

重要な設備の新設等

2025年 6 月 30 日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
ヒメジ理 化㈱	田村工場(福島 県田村市)	石英ガラス事 業	特別高圧変 電所設備等	3,385,307	1,061,895	金融機関借入及 び補助金	2023.12	2026.9	(注)
㈱横浜石 英	白河工場(福島 県白河市)	石英ガラス事 業	工場建物・ 生産設備	2,608,410	1,344,550	金融機関借入及 び補助金	2024.10	2025.12	(注)

(注) 完成後の増加能力については合理的な算出が困難であるため記載を省略しております。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(2025年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年9月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000,000	22,070,000	7,930,000	7,930,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	30,000,000	22,070,000	7,930,000	7,930,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日 ～ 2025年6月30日	—	7,930,000	—	60,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社赤錆コーポレーション(注)	兵庫県姫路市夢前町杉之内268番地1	7,929,900	99.99
株式会社正光	兵庫県姫路市夢前町前之庄1390	100	0.01
計	—	7,930,000	100.00

(注) 株式会社赤錆コーポレーションは代表取締役社長赤錆 充の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,930,000	79,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,930,000	—	—
総株主の議決権	—	79,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低時価】

回次	第56期	第57期	第58期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年6月
最高（円）	—	—	765
最低（円）	—	—	765

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. なお、2025年2月5日付で同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	765	—	—	—	—
最低（円）	—	765	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. なお、2025年2月5日付で同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名、女性一名(役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	赤錆 充	1971年 1 月29日	1993年 4 月 1996年 4 月 1998年 3 月 2001年 6 月 2016年 4 月	ニプロ株式会社 入社 株式会社ジーエスキュー 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 当社 代表取締役社長 就任（現任）	(注1)	7,929,900 (注5)
専務取締役	管理本部長	大槻 真	1974年 1 月 3 日	1996年 2 月 2012年 5 月 2018年 3 月 2025年 7 月	株式会社湘南サブライ 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 当社 専務取締役（現任）	(注1)	－
常務取締役	営業本部長	鈴木 秀忠	1970年 7 月 2 日	1992年 4 月 2002年10月 2014年 2 月 2018年 3 月 2019年 3 月 2025年 1 月 2025年 7 月	株式会社金門製作所 入社 株式会社東京ファインガラス 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 姫路理化有限公司 董事長 就任（現任） 当社 常務取締役（現任） 株式会社横浜石英 取締役 就任（現任）	(注1)	－
取締役	製造本部長	南 勝也	1965年12月20日	1984年 4 月 1987年 1 月 1991年 1 月 1999年11月 2018年 3 月 2023年 3 月	新光電機株式会社 入社 デュプロ株式会社 入社 京阪建機株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役 就任（現任） 株式会社吉澤 代表取締役 就任（現任） 望月鉄工株式会社 代表取締役 就任（現任）	(注1)	－
取締役	事業統括 本部長	星 大輔	1972年 3 月10日	1994年 4 月 2013年 5 月 2013年11月 2021年 1 月 2025年 7 月	株式会社東京ファインガラス 入社 エーサットテクノロジー株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役 就任（現任） 株式会社横浜石英 取締役就任（現任）	(注1)	－
常勤監査役	－	下里 誠	1958年 3 月26日	1980年 4 月 2023年 6 月	姫路信用金庫 入社 当社 監査役 就任（現任）	(注2)	－

非常勤監査役	—	八木 修	1944年9月5日	1970年7月 2001年4月 2007年10月 2009年6月 2012年10月 2015年5月 2024年7月	三菱電機株式会社 入社 三和電気株式会社 転籍 当社 入社 当社 代表取締役 就任 当社 代表取締役 辞任 当社 退社 当社 監査役 就任（現任）	(注4)	—
非常勤監査役	—	黒田 正	1947年5月17日	1966年4月 2007年9月 2024年7月	大阪国税局 入局 折山正税理士事務所 開業 当社 監査役 就任（現任）	(注4)	—
計							7,929,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年10月15日開催の臨時株主総会締結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年10月15日開催の臨時株主総会締結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 常勤監査役の下里 誠、非常勤監査役の黒田 正は社外監査役であります。
4. 2024年7月1日から2027年12月期に係る定時株主総会終結時までであります。
5. 代表取締役社長赤錆充氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社赤錆コーポレーションが所有する株式数を記載しております。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、OAG監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,703,529	6,512,520
受取手形及び売掛金	※1 3,116,289	※1 2,063,672
電子記録債権	※1 926,373	※1 616,016
商品及び製品	442,775	491,067
仕掛品	1,338,143	1,072,566
原材料及び貯蔵品	5,441,889	5,398,874
その他	480,181	844,676
貸倒引当金	△32,088	△22,580
流動資産合計	16,417,095	16,976,814
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,440,231	15,832,409
減価償却累計額	△2,510,347	△2,879,223
建物及び構築物(純額)	7,929,884	12,953,186
機械装置及び運搬具	6,111,252	8,495,910
減価償却累計額	△3,927,015	△4,219,501
機械装置及び運搬具(純額)	2,184,237	4,276,408
土地	2,096,038	2,096,535
建設仮勘定	5,180,441	2,372,224
その他	515,981	731,152
減価償却累計額	△351,754	△399,629
その他(純額)	164,227	331,523
有形固定資産合計	17,554,828	22,029,878
無形固定資産		
のれん	6,778	4,842
ソフトウェア	38,721	48,118
その他	5,994	6,284
無形固定資産合計	51,494	59,245
投資その他の資産		
投資有価証券	6,086	5,627
繰延税金資産	13,466	53,462
その他	52,149	52,878
投資その他の資産合計	71,702	111,968
固定資産合計	17,678,026	22,201,092
資産合計	34,095,121	39,177,906

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	482,561	402,858
短期借入金	※2、※3 9,160,000	※2、※3 13,648,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,287,548	※3 2,256,048
未払金	825,038	506,090
未払法人税等	166,358	1,144
賞与引当金	209,408	226,736
その他	1,050,281	1,134,923
流動負債合計	14,191,196	18,185,801
固定負債		
社債	40,000	35,000
長期借入金	※3 13,210,816	※3 14,366,559
繰延税金負債	330,989	239,979
役員退職慰労引当金	117,966	129,111
退職給付に係る負債	498,913	512,921
資産除去債務	—	316,236
その他	89,963	356,160
固定負債合計	14,288,649	15,955,969
負債合計	28,479,846	34,141,770
純資産の部		
株主資本		
資本金	60,000	60,000
資本剰余金	15,535	15,535
利益剰余金	5,524,773	4,947,201
株主資本合計	5,600,308	5,022,737
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,572	2,383
退職給付に係る調整累計額	11,930	10,737
その他の包括利益累計額合計	14,503	13,120
非支配株主持分	463	277
純資産合計	5,615,275	5,036,136
負債純資産合計	34,095,121	39,177,906

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
売上高	8,346,797	7,036,601
売上原価	6,461,524	6,294,567
売上総利益	1,885,273	742,033
販売費及び一般管理費	※1 1,116,373	※1 1,193,857
営業利益又は営業損失 (△)	768,899	△451,823
営業外収益		
受取利息	14	1,708
受取配当金	138	226
為替差益	25,959	—
補助金収入	56,931	21,798
利子補給金	14,916	16,236
その他	34,876	61,012
営業外収益合計	132,837	100,982
営業外費用		
支払利息	69,485	145,104
支払手数料	220,500	49,429
為替差損	—	34,783
デリバティブ評価損	11,215	143,517
その他	37,755	13,361
営業外費用合計	338,955	386,196
経常利益又は経常損失 (△)	562,780	△737,038
特別利益		
固定資産売却益	1,708	45,296
特別利益合計	1,708	45,296
特別損失		
固定資産除売却損	26,246	2,078
減損損失	—	4,956
特別損失合計	26,246	7,035
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	538,242	△698,777
法人税、住民税及び事業税	303,174	1,157
法人税等調整額	△83,647	△115,662
法人税等合計	219,527	△114,505
中間純利益又は中間純損失 (△)	318,715	△584,272
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	—	△185
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	318,715	△584,086

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	318,715	△584,272
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	282	△189
退職給付に係る調整額	—	△1,193
その他の包括利益合計	282	△1,382
中間包括利益	318,998	△585,654
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	318,998	△585,469
非支配株主に係る中間包括利益	—	△185

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間 純損失 (△)	538,242	△698,777
減価償却費	520,151	827,516
減損損失	—	4,956
のれん償却額	1,936	1,936
賞与引当金の増減額 (△は減少)	34,749	17,327
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	28,309	14,008
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5,373	△9,508
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	106,928	11,144
補助金収入	△56,931	△21,798
利子補給金	△14,916	△16,236
受取利息及び受取配当金	△153	△1,934
支払利息	69,485	145,104
支払手数料	220,500	49,429
デリバティブ評価損益 (△は益)	11,215	143,517
固定資産売却損益 (△は益)	13,272	△45,296
固定資産除却損	11,265	2,258
売上債権の増減額 (△は増加)	207,850	1,362,973
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,065,985	259,121
仕入債務の増減額 (△は減少)	87,358	△79,703
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△60,506	△175,771
未払金の増減額 (△は減少)	△527,506	△182,954
その他	1,094,349	652,921
小計	1,214,243	2,260,236
利息及び配当金の受取額	1,713	2,115
利息の支払額	△47,482	△136,456
補助金の受取額	56,931	22,716
リース解約による支払額	△388	—
利子補給金の受取額	—	17,153
法人税等の支払額	△225,699	△166,370
営業活動によるキャッシュ・フロー	999,318	1,999,395

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△390,920	△222,210
定期預金の払戻による収入	198,500	253,857
有形固定資産の取得による支出	△3,892,140	△6,027,889
有形固定資産の売却による収入	14,108	320,367
無形固定資産の取得による支出	△21,336	△3,510
長期前払費用の取得による支出	△5,703	△6,666
貸付けによる支出	△10,000	△14,000
貸付金の回収による収入	282	120
その他	2,061	△1,797
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,105,147	△5,701,728
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,262,000	5,653,685
短期借入金の返済による支出	△295,000	△1,170,000
長期借入れによる収入	5,771,500	2,289,000
長期借入金の返済による支出	△712,698	△1,164,757
社債の償還による支出	—	△5,000
リース債務の返済による支出	△8,390	△24,774
親会社による配当金の支払額	—	△7,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,017,411	5,570,224
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,997	△27,253
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,930,579	1,840,637
現金及び現金同等物の期首残高	2,086,762	4,157,135
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 6,017,341	※1 5,997,773

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる中間連結財務諸表へ与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の前連結会計年度末日満期手形等が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
受取手形	17,328千円	一千円
電子記録債権	122,988 〃	— 〃

※2 シンジケート方式によるコミットメントライン契約及び当座貸越契約

①当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、当中間連結会計期間は取引金融機関9行とシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
コミットメントライン契約の総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	2,200,000 〃	3,500,000千円
差引額	2,800,000千円	1,500,000千円

②当社及び連結子会社(株式会社横浜石英、石英理研株式会社及び株式会社ヒメジ理化イノテック)は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、当中間連結会計期間は取引金融機関6行と契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
当座貸越契約	6,550,000千円	6,850,000千円
借入実行残高	6,100,000 〃	6,000,000 〃
差引額	450,000千円	850,000千円

※3 実行可能期間付タームローン契約等

当社および連結子会社の株式会社横浜石英は、設備投資資金等の支払のため、当中間連結会計期間は取引金融機関10行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計年度 (2025年6月30日)
実行可能期間付タームローンの総額	4,782,000千円	2,660,000千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	4,782,000千円	2,660,000千円

※4 財務制限条項

(1) 上記※2①のシンジケート方式によるコミットメントライン契約(2024年11月26日付)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の、借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前に終了した事業年度または2023年12月に終了する決算期末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

② 各年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の借入人の単体の損益計算書における経常損益を2期連続損失としないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。

(2) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち777,000千円(2018年12月28日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前

- の決算期の末日又は2017年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- (3) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち1,819,125千円(2023年9月27日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。
- ① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2023年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期とする。
- ② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2024年12月に終了する決算期及びその直前の2023年12月に終了する決算期とする。
- ③ 各年度の決算期に係るEBITDA有利子負債倍率を10以下にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2023年12月に終了する決算期とする。
- (4) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)および※3の実行可能期間付きタームローン契約のうち8,505,300千円(2024年1月26日付シンジケートローン契約および2025年6月25日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。
- ① 各年度の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は契約年度の直前の決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、契約日の属する決算期とする。
- ② 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、契約日の属する決算期及びその直前の決算期とする。
- ③ 各年度の決算期に係るEBITDA有利子負債倍率を10以下にそれぞれ維持すること。
- (5) 株式会社横浜石英の長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)および※3の実行可能期間付きタームローン契約のうち2,289,000千円(2025年3月26日付シンジケートローン契約)の中には、以下の財務制限条項が付されております。
- ① 各年度の決算期に係る借入人の単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないことを確約する。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期及びその直前の2024年12月に終了する決算期とする。
- ② 各年度の決算期の末日における保証人であるヒメジ理化株式会社単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年12月に終了する決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期とする。
- ③ 各年度の決算期に係る保証人であるヒメジ理化株式会社単体の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。本号の遵守の対象となる最初の決算期は、2025年12月に終了する決算期及びその直前の2024年12月に終了する決算期とする。

5 受取手形譲渡残高

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	30,645千円	9,593千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)
荷造運送費	85,591千円	59,397千円
役員報酬	101,429 "	112,718 "
給与手当	228,405 "	290,386 "
減価償却費	119,165 "	107,264 "
賞与引当金繰入	49,394 "	33,782 "
貸倒引当金繰入	△4,224 "	△10,166 "
退職給付費用	4,848 "	10,203 "
役員退職慰労引当金繰入額	106,928 "	11,144 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月1日 至 2025年 6月30日)
現金及び預金	6,489,814千円	6,512,520千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△472,472 "	△514,747 "
現金及び現金同等物	6,017,341千円	5,997,773千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	7,930	1	2024年12月31日	2025年 3 月31日	利益余剰金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前中間連結会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務諸 表計上額 (注)2
	石英ガラス事業	ヒーター・ラン プ・装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,290,507	1,056,289	8,346,797	—	8,346,797
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	116,571	116,571	△116,571	—
計	7,290,507	1,172,860	8,463,368	△116,571	8,346,797
セグメント利益	1,453,733	113,145	1,566,879	△797,979	768,899

(注) 1. セグメント利益の調整額△797,979千円には、各セグメントに配分していない全社費用777,409千円、固定資産未実現損益の消去20,570千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務 諸表計上額 (注)2
	石英ガラス事 業	ヒーター・ラン プ・装置事 業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,821,142	1,215,458	7,036,601	—	7,036,601
セグメント間の内部 売上高又は振替高	142	80	223	△223	—
計	5,821,284	1,215,539	7,036,824	△223	7,036,601
セグメント損益	524,203	△2,848	521,355	△973,179	△451,823

(注) 1. セグメント利益の調整額△973,179千円には、各セグメントに配分していない全社費用979,396千円、固定資産未実現損益の消去6,217千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度末(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	15,498,364	15,405,531	△92,832
デリバティブ取引	△43,102	△43,102	—

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△43,102	—	△43,102

当中間連結会計期間末(2025年6月30日)

長期借入金及びデリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	16,622,607	16,518,627	△103,980
デリバティブ取引	△143,517	△143,517	—

なお、時価で中間連結貸借対照表に計上しているデリバティブ取引の時価のレベルごとの金額について前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△143,517	—	△143,517

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(2024年12月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	通貨オプション	3,477,600	△16,725	△16,725
	通貨スワップ取引	7,524,000	△26,377	△26,377

当中間連結会計期間末(2025年6月30日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	通貨オプション	3,477,600	△53,548	△53,548
	通貨スワップ取引	8,599,176	△89,968	△89,968

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	石英ガラス事業	ヒーター・ラン プ・ 装置事業	計	
日本	6,252,153	977,237	7,229,391	7,229,391
アジア	922,156	74,516	996,672	996,672
その他	116,197	4,535	120,732	120,732
顧客との契約から生じる収益	7,290,507	1,056,289	8,346,797	8,346,797
外部顧客への売上高	7,290,507	1,056,289	8,346,797	8,346,797

当中間連結会計期間(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	石英ガラス事業	ヒーター・ラン プ・ 装置事業	計	
日本	5,088,530	1,108,168	6,196,699	6,196,699
アジア	582,873	102,152	685,025	685,025
その他	149,738	5,138	154,876	154,876
顧客との契約から生じる収益	5,821,142	1,215,458	7,036,601	7,036,601
外部顧客への売上高	5,821,142	1,215,458	7,036,601	7,036,601

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年 6 月30日)
1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	40.19円	△73.66円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(千円)	318,715	△584,086
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額(千円)	318,715	△584,086
普通株式の期中平均株式数(株)	7,930,000	7,930,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2024年10月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

(連結子会社の合併)

当社の連結子会社である株式会社横浜石英及び当社の連結子会社である石英理研株式会社は2025年7月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

(吸収合併存続会社)

名称 株式会社横浜石英
事業の内容 製造業

(吸収合併消滅会社)

名称 石英理研株式会社
事業の内容 製造業

(2) 企業結合日

2025年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社横浜石英を吸収合併存続会社、石英理研株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社横浜石英

(5) その他取引の概要に関する事項

本件合併は、株式会社横浜石英と石英理研株式会社がこれまで培ってきた顧客基盤やノウハウの融合等を通じて収益機会の拡大を図るとともに、業務運営の効率化を進めることにより、更なる経営基盤の強化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

（新規取得土地に係る開発工事契約の締結について）

当社は、2025年8月5日開催の臨時取締役会において、新たに取得する土地の開発工事（造成工事）を実施することを決議し、同年8月7日に契約を締結いたしました。

（1）開発工事の目的

当社グループの石英ガラス事業における中長期的な生産能力増強を目的とし、兵庫県姫路市に新工場を建設するための用地を造成するものです。

（2）契約の概要

工事予定地：兵庫県姫路市別所町北宿

契約金額：1,425百万円

（3）当該工事が営業・生産活動に及ぼす影響

当期に契約金額の20%を手付金として支払う予定ですが、本件による当期連結業績への影響は重要なものではありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 29 日

ヒメジ理化株式会社

取締役会 御中

OAG 監査法人

大阪府吹田市

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

今 井 基 喜

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

橋 本 公 成

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒメジ理化株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒメジ理化株式会社及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成

することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業を前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般の公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（中間発行者情報提出会社）が別途保管しております。